

春日井市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）によって行うものとする。

(放課後児童健全育成事業の変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定による放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）に変更する内容が分かる書類を添えて行うものとする。

(放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）によって行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の規定に基づく届出の手續その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市放課後

児童健全育成事業の届出に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

(宛先) 春日井市長

届出者

住所（法人等の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人等名及び代表者の氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所(法人等であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	
職員の定数	職員数： 名 (放課後児童支援員： 名、補助員： 名、その他： 名)
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m ² （1人あたり： m ² ） その他： m ² 合計： m ² 建物の構造： 建物の階数： 階建ての 階
事業開始の予定年月日	

添付書類	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴並びに職務の内容（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、インターネットを利用して閲覧できる場合は、添付不要。）
------	---

第2号様式（第3条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

（宛先）春日井市長

届出者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施設の名称		
施設の所在地		
変更する事項 (該当する事項に○)	1	事業の種類及び内容
	2	経営者の氏名及び住所
	3	定款その他の基本約款
	4	運営規程
	5	職員の定数及び職務内容
	6	主な職員の氏名及び経歴
	7	施設の名称
	8	施設の種類
	9	施設の所在地
	10	建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面
	11	事業開始の予定年月日
	12	その他
		()
変更の内容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		

【備考】

変更する内容が分かる書類を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

（宛先）春日井市長

届出者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の年月日	
休止予定期間 （該当する場合のみ）	
廃止又は休止の理由 （具体的に）	
現に便宜を受けている児童に対する措置 （具体的に）	